

<インバウンド需要拡大推進事業（地域消費拡大推進事業）> Q & A

I 補助対象者、補助事業実施場所について

1 商店街組織は補助対象者となりますか

商店街組織は対象となります。

本補助金の補助対象者は中小小売業・サービス業のグループ等となります。

2 単独の民間事業者は補助対象者となりますか

まちづくりや商業活性化の担い手として事業に取り組むことができるまちづくり会社等が、商業集積地区の複数事業者のために本事業に取り組む場合は、対象となります。

なお、まちづくりや商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる者かどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

3 商店街組織、民間事業者は設立して間もない場合も対象となりますか

法人組織の場合、設立して間もない場合であっても対象となりますが、応募申請時において、未設立の法人組織は対象外となります。

なお、任意団体の場合には、原則、応募申請時において、設立（結成）後1年以上を経過していることが必要です。

4 共同店舗やテナントビルは補助対象者となりますか

小売業又はサービス業に属する事業を営む複数事業者で構成され、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができると認められる組織体であると判断された上で、商業集積地区の当該複数事業者のために本事業に取り組む場合は、対象となります。

5 温泉街や飲食店街は補助対象者となりますか。

小売業又はサービス業に属する事業を営む複数事業者で構成され、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができると認められる組織体であると判断された上で、商業集積地区の当該複数事業者のために本事業に取り組む場合は、対象となります。

6 問屋街や市場は補助対象者となりますか

小売業又はサービス業に属する事業を営む複数事業者で構成され、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができると認められる組織体であると判断された上で、商業集積地区の当該複数事業者のために本事業に取り組む場合は、対象となります。

7 スタンプ会やまちづくり協議会等は補助対象者となりますか

小売業又はサービス業に属する事業を営む複数事業者で構成され、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができると認められる組織体であると判断された上で、商業集積地区の当該複数事業者のために本事業に取り組む場合は、対象となります。

8 商工会、商工会議所や DMO は補助対象者となりますか

商業集積地区の複数事業者のために本事業に取り組む場合であれば対象となります。
ただし、当該商業集積地区に、商店街振興組合等の商店街等組織が存在する場合には、その商店街等組織との関係性、連携状況を確認することとします。

9 個者が複数者で連携し、連名申請した場合、補助対象者となりますか

個者が複数者で連携し、連名申請する場合、一定程度以上の面的な広がりのある物理的地域・範囲を対象とし、その商業集積地区の複数事業者のために行う事業を実施する場合に限り対象となりますので、検討中の具体的な取組内容とあわせて、所轄の経済産業局へ個別に御相談ください。

10 民間事業者（インバウンドベンチャー等）との連携が必要とのことですが、どのように連携すれば良いですか

中小小売業・サービス業のグループ等は次のいずれかにより、民間事業者（インバウンドベンチャー等）と連携することになります。

- ①民間事業者（インバウンドベンチャー等）と連名で申請すること
- ②民間事業者（インバウンドベンチャー等）を委託先・外注先等とすること

11 民間事業者（インバウンドベンチャー等）の要件はありますか

訪日外国人観光客に対する商品・サービスの提供方法の改善に資する革新的なソフト

ウェア・ハードウェア・ノウハウ・技術等を提供することにより、インバウンド対応に関し新たな価値を提供している事業者である必要があります。

1 2 大企業は補助対象者となりますか。

大企業による単独の申請は認められません。補助事業者である中小小売業・サービス業のグループ等と連携し連名申請する場合において、当該補助事業者が中心的役割を担うのであれば、大企業も申請者として認められる場合があります。また、個者が連名申請する場合においては、申請に名を連ねる個者の大部分を小売業又はサービス業に属する事業を営む中小企業者が占め、それらが中心的役割を担う場合においては、大企業も申請者として認められる場合があります。

1 3 中小企業者の定義とはどのようなものですか

中小企業者の定義は下記のとおりとなります。

(業種：従業員規模・資本金規模)

製造業・その他の業種：300人以下又は3億円以下

卸売業：100人以下又は1億円以下

小売業：50人以下又は5,000万円以下

サービス業：100人以下又は5,000万円以下

※詳しくは、中小企業庁 HP でも確認いただくことが出来ます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

1 4 経営赤字でも補助対象者となりますか

事業遂行能力の観点から審査によって適否を総合的に判断します。

なお、倒産手続きに入っている場合は対象となりません。

1 5 事業実施場所が商業集積地区以外でも対象となりますか

商業集積地区において訪日外国人消費額の拡大に繋がる事業であれば、実施場所が商業集積地区外であっても認められる場合があります。

II 補助事業について

1 インバウンドを対象とした事業のみが対象となるのでしょうか

本補助金は、訪日外国人観光客のニーズに対応した商品・サービスの多言語化等や店舗データ分析を用いた経営の高度化による、効果的な商品・サービスの提供等の推進により、地域における訪日外国人消費の拡大に寄与する事業を対象としております。

2 イベント事業は補助対象になりますか

イベント事業は補助対象外です。

3 広報・プロモーション事業は補助対象になりますか

本補助金は、訪日外国人観光客のニーズに対応した商品・サービスの多言語化等や店舗データ分析を用いた経営の高度化による、効果的な商品・サービスの提供等の推進により、地域における訪日外国人消費の拡大に寄与する事業を支援するものです。したがって、例えば、本事業によって導入した商品・サービスの提供方法の改善に資するソフトウェア等の設置について利用を促すための広報など、当該広報・プロモーション事業が、効果的な商品・サービスの提供等に繋げるために必要不可欠なものであるかどうかによって、補助対象となるかどうか判断されます。

4 多言語対応のアプリ開発は補助対象になりますか

多言語対応のアプリ開発が、訪日外国人観光客のニーズに対応した商品・サービスの多言語化等による効果的な商品・サービスの提供等により、地域における訪日外国人消費の拡大に寄与する事業である場合、対象となります。

5 防犯カメラの設置は補助対象になりますか

防犯カメラの設置が、単なる防犯の役割だけでなく、店舗データ分析を用いた経営の高度化による効果的な商品・サービスの提供等により、地域における訪日外国人消費の拡大に寄与する事業である場合、対象となります。

6 デジタルサイネージの設置は補助対象となりますか

デジタルサイネージの設置が、訪日外国人観光客のニーズに対応した商品・サービスの多言語化等による効果的な商品・サービスの提供や店舗データ分析を用いた経営の高度化

による効果的な商品・サービスの提供等により、地域における訪日外国人消費の拡大に寄与する事業である場合、対象となります。

7 翻訳機の購入は補助対象となりますか

翻訳機の購入が、訪日外国人観光客のニーズに対応した商品・サービスの多言語化等による効果的な商品・サービスの提供等により、地域における訪日外国人消費の拡大に寄与する事業である場合、対象となります。

ただし、単なる翻訳機の購入だけではなく、現行の商品・サービスの提供方法の課題を明らかにするとともに、当該課題の改善策の検討・実行に繋げる体制を整備する等、継続的な改善に繋げていくための工夫が必要となります。

8 既に導入しているソフトウェア等のアップデートは補助対象となりますか

当該ソフトウェア等のアップデートが、効果的な商品・サービスの提供等に繋げるために必要不可欠なものであれば、補助対象となる場合があります。既存のソフトウェア等の仕様、アップデートの内容等により判断することになります。

9 取得したデータの分析に係る経費は補助対象となりますか

当該データ分析業務が、効果的な商品・サービスの提供等に繋げるために必要不可欠なものであれば、補助対象となる場合があります。

Ⅲ 補助対象経費、補助金額について

1 応募時の要望金額がそのまま補助されるのですか

採択に当たっては、経費の妥当性も審査の対象となりますので、必要な経費を精査したうえで申請してください。

また、採択された場合においても、予算の都合等により要望金額が減額される場合があるほか、経費の内容を精査した結果、交付決定、確定時に補助金額が減額される場合があります。

2 空き店舗を活用する場合、取得と賃借どちらも対象となりますか

取得、賃借のいずれも対象となります。

ただし、取得の場合は施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費、賃借の場合は敷金や保証金等は対象となりません。

3 連名申請する場合、連名申請者間での受・発注は補助対象となりますか

連名申請の場合、各申請者はそれぞれの事業の企画・運営等にあたることとなり、いわば事業の実施主体となります。このため、事業の実施主体内での受・発注にあたるものは補助対象となりません。

4 民間事業者（インバウンドベンチャー等）を委託先・外注先等とし連携する場合、応募時に記載した民間事業者（インバウンドベンチャー等）を必ず委託先・外注先等としなければならないのでしょうか

採択に当たっては、民間事業者（インバウンドベンチャー等）の妥当性ではなく、事業実施効果（訪日外国人消費額の拡大に繋がる事業であるかどうか）や効果の継続性等を総合的に審査することになります。

そのため、採択後に委託先・外注先等を選定する際、応募時に記載した民間事業者（インバウンドベンチャー等）を含めて適正な契約手続きを踏んだ上、他の民間事業者を委託先・外注先等とすることは、差し支えありません。

ただし、この場合においては、その者が同様の事業実施、体制構築ができるかどうかを確認させていただくことがございます。

5 地方公共団体からの補助金を受けることは可能ですか

国からの補助金部分と重複して交付されない限りにおいては、地方公共団体からの補助金を受けることは可能です。地方公共団体の支援策については、内容等を事前に十分に確認するようにしてください。

6 消費税は補助の対象となりますか

消費税等は補助対象経費として計上できますが、確定申告時に煩雑な業務が発生するため、あらかじめ補助対象経費から除外しておくこととしています。ただし、一部事業者によっては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定することが可能です（詳しくは募集要領「7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外」をご確認ください）。

7 応募申請書や交付申請書を作成する経費は補助対象となりますか

本事業の提出書類（応募申請書や交付申請書等）の作成にかかる経費は補助対象

となりません。

8 施設整備等に係る設計費、測量試験費、地盤改良費は補助対象となりますか

施設整備等に係る設計費、測量試験費、地盤改良費は補助対象となりません。

9 ソフトウェア等のランニングコストは補助対象となりますか

補助事業実施期間において、訪日外国人観光客のニーズに対応した商品・サービスの多言語化等による効果的な商品・サービスの提供や店舗データ分析を用いた経営の高度化による効果的な商品・サービスの提供等に必要なソフトウェア等のランニングコストについては、補助対象となる場合がございます。

IV 申請手続き等について

1 目標数値にはどのようなものを設定するのですか

「売上高」、「来店客数」及び「客単価」を必ず設定してください。

2 売上高はどのように測定すれば良いですか

売上高の測定方法について、原則、本事業によりソフトウェア等を導入する店舗の売上高の総計としてください。

また、補助事業終了後の事業実施効果報告に当たっても、事業実施前と比較できるように必ず同様の手法（把握方法等）を用いてください。

3 来店客数はどのように測定すれば良いですか

来店客数の測定方法について、原則、本事業によりソフトウェア等を導入する店舗の来店客数の総計としてください。

来店客数は、イベント実施時等ではない平常時において、同一月内2日間以上の平均値としてください。

また、補助事業終了後の事業実施効果報告においても、事業実施前と比較できるように必ず同様の手法（測定する時期等）を用いてください。

4 訪日外国人観光客数はどのように把握すれば良いですか

訪日外国人観光客数については、「来店客数（人）×訪日外国人観光客の割合

(%)」を用いて算出してください。

5 目標数値は出来るだけ高く設定したほうが良いですか

事業実施前の売上高を基に、近年の増加・減少の推移等を考慮した上で、事業実施効果として適正な数値を設定していただき、出来る限り向上するよう努めてください。

なお、事業終了後、補助事業の完了した日の属する国の会計年度及びその終了後3年間、事業実施効果報告を提出していただきます。目標数値を達成した場合には実施事業の成功要因等を、未達成の場合にはその後の具体的な対応策を報告していただきます。

6 地方公共団体による「支援計画書」がないと対象にならないのですか

地方公共団体による「支援計画書」の提出は任意です。

他方、「支援計画書」の提出があった場合、地域の密接な関与・協力を得て取り組む事業であると判断されれば、審査において加点されます。

7 「支援計画書」は都道府県、市区町村どちらのものを提出すれば良いですか

都道府県、市区町村のどちらからの「支援計画書」を提出していただいても構いません。(都道府県、市区町村どちらも提出いただく必要はなく、どちらか一方で構いません。)

8 提案書に記載する「来街者の概要」は、何を記載すれば良いですか

地域の観光入れ込み客数、観光客の消費動向、観光客の行動範囲のデータ等を地方公共団体やDMO等が実施している地域の観光需要に関するニーズ調査、マーケティング調査等の結果、観光庁発表の統計データ等を用いて、記載してください。

9 提案書に記載する「商業集積地区を構成する店舗数」のうち「業種構成」ですが、加盟店以外は詳細を把握していないため、割合によって業種構成を記載しても良いですか

商業集積地区を構成する店舗の業種構成については、具体的に店舗数によって記載できない場合、大まかな構成割合によって記載いただいても構いません。

10 チェックシートに記載がある「別添6 申請者の合意形成を証する資料」とは、どのような資料を提出すれば良いですか

申請者が本事業実施に関して組織として合意していることが確認できる総会議事録の写しや理事会議事録の写し等の書類を提出してください。

IV その他

1 採択後、すぐに事業着手することができないのですか

採択後、交付申請書を所轄の経済産業局へ提出し、交付決定通知を受けてからの事業着手となります。

2 補助対象事業はいつまでに完了すれば良いのですか

補助対象事業は令和3年（2021年）3月31日（水）までに完了するものに限りです。

3 交付決定日前に事業を開始した場合も対象となりますか

交付決定日前に事業を開始した場合（発注、注文、契約等）は、その経費は対象外となります。

4 事業終了後、数年間にわたり実施効果を報告する必要があるのですか

事業実施効果を適切に把握するため、事業終了後、補助事業の完了した日の属する国の会計年度及びその終了後3年間、必ず事業実施効果を報告していただく必要があります。

また、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業に係る事業効果の詳細な内容等について報告しなければなりません。

以上